

# 業績

## 業績のご報告《主な経営指標の推移》

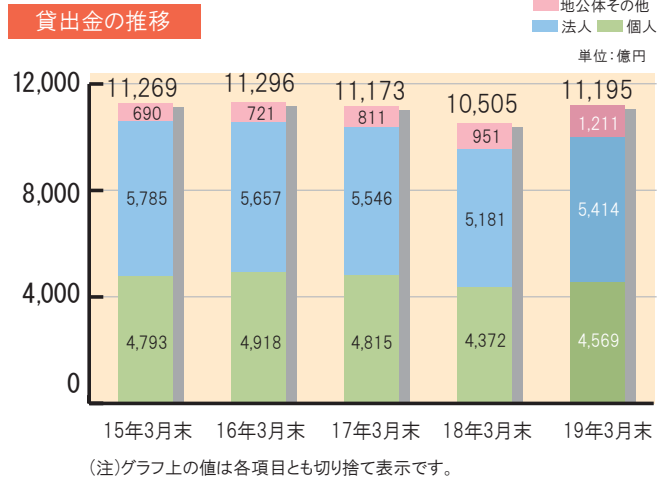
回次	第87期	第88期	第89期	第90期	第91期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	41,087百万円	41,622百万円	44,823百万円	50,854百万円	39,928百万円
うち信託報酬	1,130百万円	1,779百万円	693百万円	131百万円	3百万円
経常利益	4,528百万円	7,016百万円	8,069百万円	1,698百万円	7,955百万円
当期純利益	4,137百万円	4,321百万円	5,846百万円	1,330百万円	5,823百万円
資本金	44,127百万円	44,127百万円	44,127百万円	44,127百万円	54,127百万円
発行済株式総数	普通株28,907千株 優先株 8,000千株	普通株28,907千株 優先株 8,000千株	普通株28,907千株 優先株 8,000千株	普通株28,907千株 優先株 8,000千株	普通株36,313千株 優先株 2,460千株
純資産額	86,645百万円	92,798百万円	97,310百万円	90,952百万円	76,740百万円
総資産額	1,417,705百万円	1,490,945百万円	1,525,006百万円	1,494,826百万円	1,508,403百万円
預金残高	1,267,342百万円	1,303,872百万円	1,372,464百万円	1,361,663百万円	1,397,154百万円
貸出金残高	1,064,397百万円	1,129,689百万円	1,117,371百万円	1,050,597百万円	1,119,566百万円
有価証券残高	203,288百万円	184,429百万円	197,270百万円	262,236百万円	282,293百万円
1株当たり純資産額	1,593.36円	1,806.46円	1,963.13円	1,743.42円	1,690.99円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	普通株式 40.00円 (25.00円) 第1回優先株式 75.00円 (37.50円)	普通株式 40.00円 (-) 第1回優先株式 75.00円 (-)	普通株式 40.00円 (-) 第1回優先株式 75.00円 (-)	普通株式 - (-) 第1回優先株式 75.00円 (-)	普通株式 10.00円 (-) 第1種優先株式 75.00円 (-)
1株当たり当期純利益	122.40円	128.78円	181.60円	25.28円	187.78円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	59.72円	65.04円	103.71円	16.38円	156.87円
単体自己資本比率(国内基準)	10.19%	10.40%	10.96%	10.92%	9.40%
自己資本利益率	7.86%	7.48%	9.53%	1.34%	10.2%
株価収益率	12.52倍	11.65倍	14.79倍	126.98倍	14.67倍
配当性向	32.68%	31.06%	22.02%	-	6.3%
従業員数 (ほか、平均臨時従業員数)	1,277人 (162人)	1,248人 (195人)	1,222人 (227人)	1,179人 (246人)	1,159人 (254人)
信託財産額	80,391百万円	49,275百万円	15,951百万円	267百万円	84百万円
信託勘定貸出金残高	62,536百万円	-	-	-	-
信託勘定有価証券残高	-	-	-	-	-

- (注) 1. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によって処理しております。
2. 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成19年3月から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
4. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算出に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
5. 自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年3月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
6. 第1回優先株式は、平成19年3月より第1種優先株式へ名称を変更しております。

## 貸出金

## 法人向け、個人向けともに増加

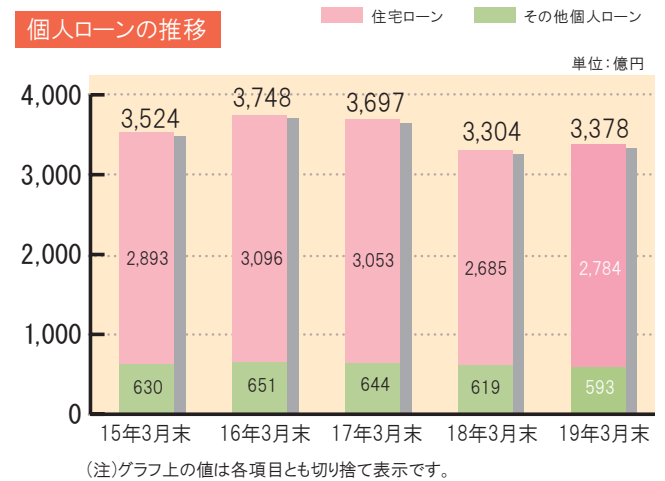
貸出金の期末残高は、法人向け貸出の増加や住宅資金、アパート資金を中心とした個人向けローンの増加などにより前期末比690億円増加し、1兆1,195億円となりました。



## 個人ローン

## 住宅ローンの伸長により増加

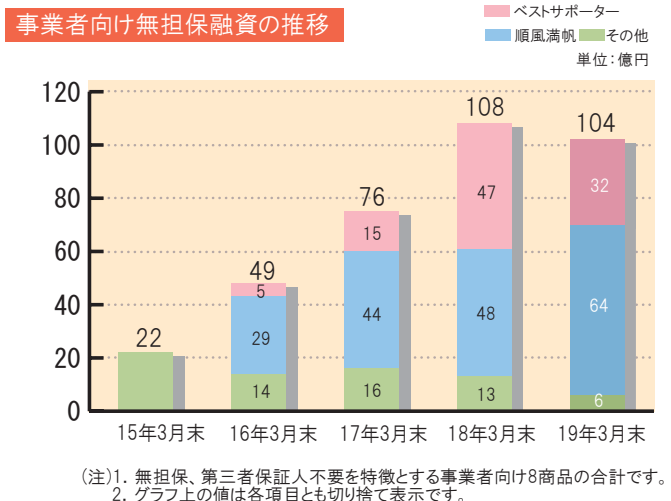
個人ローンの期末残高は、住宅ローン残高の増加ならびに平成16、17年度に実施した住宅ローン証券化による残高減少要因がなくなったことなどにより、前期末比74億円増加の3,378億円となりました。



## 事業者向け無担保融資

## 取扱商品の見直しなどにより減少

事業者向けの無担保、第三者保証人不要を特徴とする融資商品の期末残高は、県信用保証協会提携商品の「順風満帆」の販売は順調に増加したものの、新事業を展開される企業をはじめ中小企業、個人事業主の方々向け商品「ベストサポーター」の販売が伸び悩んだことやその他取扱商品の見直しなどにより、前期末比4億円減少の104億円となりました。



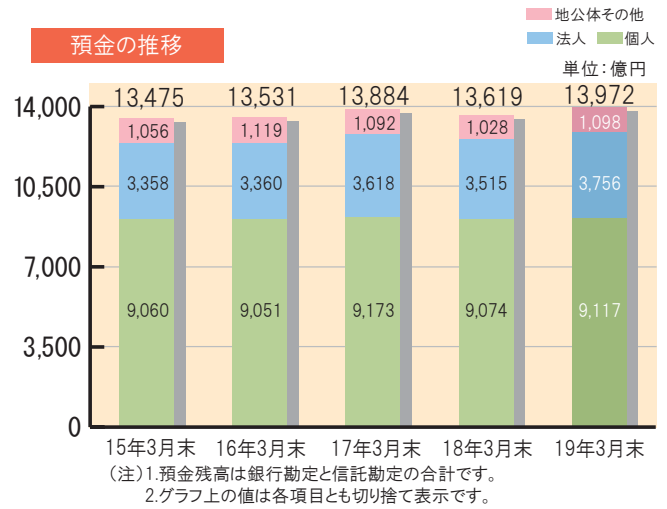
# 業績

業績

## 預金

### 預金は流動性預金の増加により増加

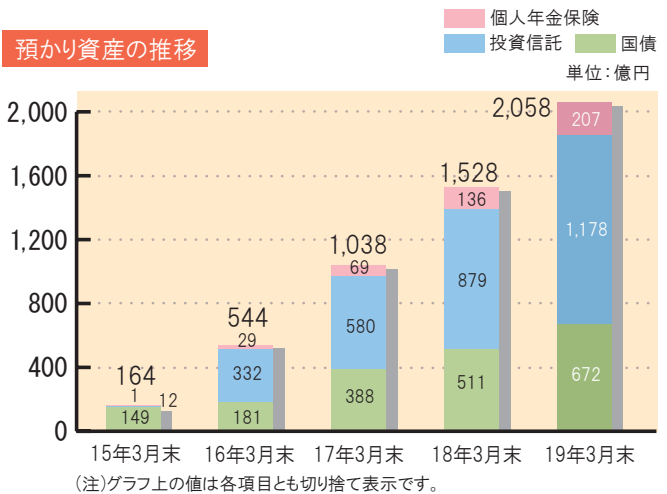
預金の期末残高は、個人・法人を中心とした流動性預金の増加により、前期末比353億円増加の1兆3,972億円となりました。なお、預金と預かり資産の合計では、前期末比883億円増加の1兆6,030億円となりました。



## 預かり資産

### ニーズにあった商品提供により順調に増加

預かり資産（投資信託、国債、個人年金保険）の期末残高は、多様化・高度化するお客さまのニーズに合った資産運用の提案に努めたことにより、投資信託や国債の販売が順調に伸び、前期末比530億円増加の2,058億円となりました。



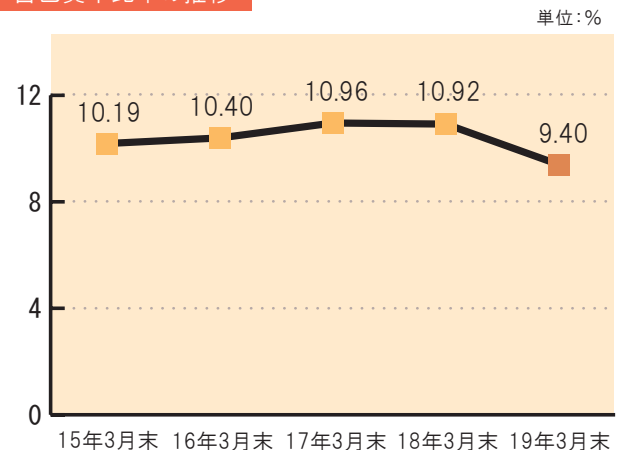
## 自己資本比率

### 公的資金の大部分を返済

自己資本比率は、経営の安全性や健全性を図る指標の一つで、企業の利益や資本金などが貸出金などの資産規模に比べてどの程度充実しているかを表します。この比率は、国内のみで営業している銀行は4%（国内基準）以上、海外に営業拠点を持つ銀行は8%以上が必要です。

当行の19年3月末自己資本比率は、公的資金を一部返済したことや、新BIS基準の導入によりリスクアセットが増加したことなどにより、前期末比1.52ポイント低下の9.40%となりました。なお、旧基準で算出した場合の自己資本比率は、10.04%となります。

### 自己資本比率の推移

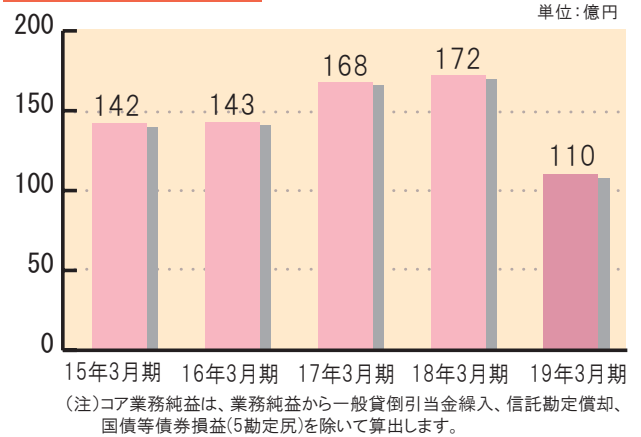


## コア業務純益

### 貸出金利回りの低下などから減少

コア業務純益<sup>(注)</sup>は、預金や貸出金、為替業務などであげた利益(業務純益)から一時的な変動要因を除いた、銀行の本来業務での収益力を表す指標で、一般企業の営業利益に相当する概念です。今期のコア業務純益は、有価証券利息・配当金の増加等はありませんでしたが、前期に実施した住宅ローン債権の証券化益の反動減などにより、前期を62億円下回る110億円となりました。

コア業務純益の推移

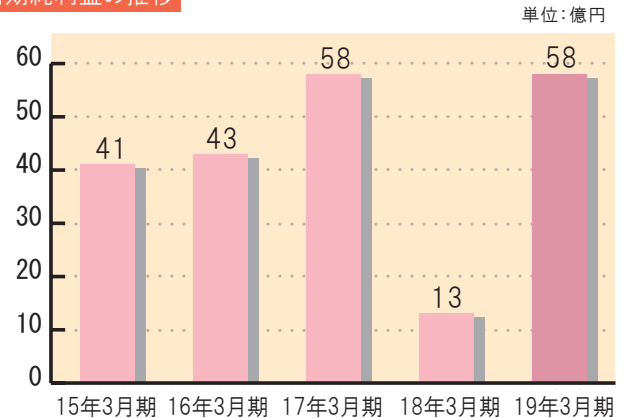


## 経常利益・当期純利益

### 不良債権処理額の大幅減で増益

経常利益は、不良債権処理額が大幅に減少したため、前期を63億円上回る79億円となりました。当期純利益は、前期を45億円上回る58億円となり、過去2番目の水準となりました。

当期純利益の推移

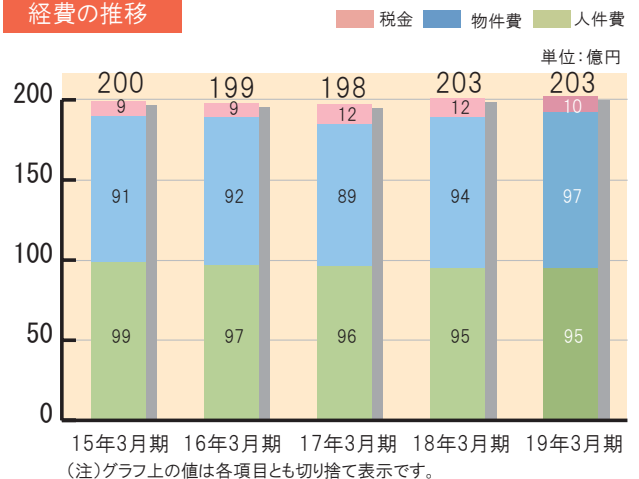


## 経費

### 経費は横ばいで推移

システム共同化等に伴い物件費は増加しましたが、人件費や税金が減少し、経費全体では前期比ほぼ横ばいの203億円となりました。

経費の推移



# 業績

業績

## 格付け

### 格付けは「A-」(シングルAマイナス)

格付けは、企業が発行する債券などの元金および利息の支払いが、約定どおり履行される確実性の度合いを公正な第三者である格付機関が評価し、その結果を記号で表したものです。当行は日本格付研究所の格付け<sup>(注)</sup>を取得しており、20ランク中上位から7番目となる「A-」(シングルAマイナス)の良好な評価を得ています。

(注)格付けは、「AAA」から「D」までの10段階です。「AA」から「B」までの格付けには、同一等級内の相対的評価として、(+)(-)の符号による区分があります。この符号も含めてランク付けした場合、格付けは20ランクに区分されます。

### 格付けの定義

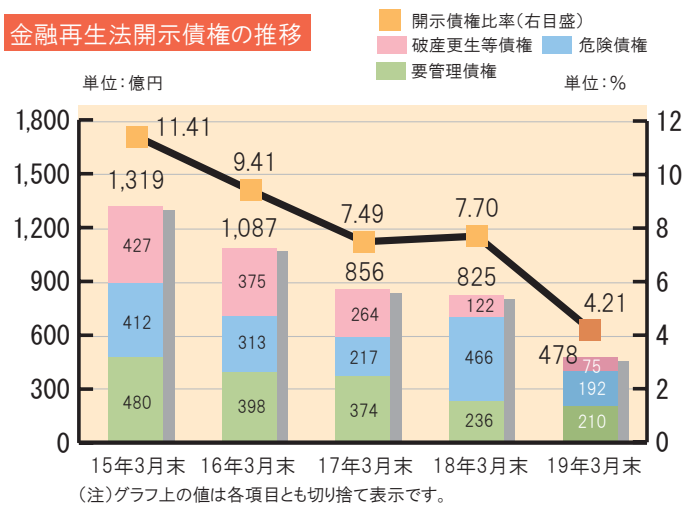
長期債券格付記号	定義
AAA	債務履行の確実性が最も高い。
AA (+-)	債務履行の確実性は非常に高い。
<b>A (+-)</b>	<b>債務履行の確実性は高い。</b>
BBB (+-)	債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来、債務履行の確実性が低下する可能性がある。
BB (+-)	債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとはいえない。
B (+-)	債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。
CCC	現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある。
CC	債務不履行に陥る危険性が高い。
C	債務不履行に陥る危険性が極めて高い。
D	債務不履行に陥っている。

## 開示債権

### 開示債権額、比率ともに改善

金融再生法に基づく開示債権額は、地道な経営改善支援に加えて、再生ファンド等の活用により大口開示債権の圧縮に努めた結果、前期末比347億円減少し478億円となりました。開示債権額の減少により、開示債権比率は、前期末比3.49ポイント低下の4.21%となりました。

### 金融再生法開示債権の推移



## 平成19年度業績予想

### 当期純利益50億円を予想

平成19年度の業績については、中長期的な収益基盤の拡大に向けた先行的な投資に伴う経費の増加等により、前期を8億円下回る50億円の当期純利益を予想しています。

### 平成19年度業績予想

	19年度予想	18年度実績	増減額
経常収益	410	399	11
経常利益	80	79	1
当期純利益	50	58	△8

単位: 億円

## 資産の健全化

### お取引先の経営改善支援、資産の健全化に積極的に取り組んでいます

琉球銀行は、資産の健全化は経営の最重要課題であると認識し、不良債権の早期処理、お取引先の経営改善支援に積極的に取り組んできました。平成18年度においては、地道な経営改善支援に加えて、再生ファンド等の活用により大口開示債権の圧縮に努めた結果、金融再生法に基づく開示債権額は着実に減少しました。

当行は、地域金融機関として地域経済との共生に重点を置きながら、適切に地域のリスクを取りつつ、お客さまと共に諸課題の解決に取り組む問題解決型銀行を目指してまいります。例えば、自己査定内の債務者区分でいえば、破綻懸念先や要注意先のほとんどは事業を継続しており、業績の回復や延滞解消があれば正常先に戻る可能性が十分にあります。

当行は、こうした経営改善に取り組んでいるお取引先企業のご要望に対して、経営改善に向けた助言、「経営改善計画」策定の支援などに積極的に取り組むことで、県内のお取引先企業の事業再生ならびに当行の資産健全化を図ってまいります。

平成18年度については、304先の経営改善支援に取り組み、うち24先で債務者区分の良化を図ることができました。当行は引き続き経営改善支援の取り組みを強化し、県内の中小企業の事業再生ならびに当行の資産健全化を図ってまいります。

## 自己査定の債務者区分と金融再生法に基づく開示債権

自己査定における債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	引当率	引当額	保全率
破綻先 8億円	破産更生等債権 75億円	無担保部分の 100.00%	4億円	100.00%
実質破綻先 66億円				
破綻懸念先 192億円	危険債権 192億円	無担保部分の 78.84%	73億円	89.72%
要注意先	要管理債権 210億円	無担保部分の 16.29%	36億円	36.85%
その他要注意先 1,292億円	正常債権 10,882億円	債権額の1.02%	13億円	開示債権額 478億円 開示債権の保全率 67.15%
正常先 9,503億円		債権額の0.11%	10億円	
合計11,360億円	合計11,360億円	合計	139億円	

破綻懸念先  
以下の保全率  
92.62%

### 引当・保全率の考え方

#### ■破綻先・実質破綻先の債権

担保、保証等で保全されていない債権額の100%を償却・引当しています。

#### ■破綻懸念先の債権

過去の貸倒実績率に基づいて個別債務者ごとに予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を個別貸倒引当金として計上しています。

#### ■要管理先・その他要注意先・正常先の債権

過去の貸倒実績率に基づき、要管理先の債権で3年、その他要注意先および正常先の債権で1年の予想損失額を見積もり、一般貸倒引当金として計上しています。

#### ■保全率

担保・保証等および貸倒引当金で債権額の何%をカバーしているかを表します。

(注) 1.表上の値は各項目とも切り捨て表示です。  
2.平成19年3月末現在。

## 自己査定債務者区分と金融再生法開示債権の定義

### ◎ 自己査定の破綻先・実質破綻先＝金融再生法の破産更生等債権

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権、およびそれと同等の状態にある債務者に対する債権です。

### ◎ 自己査定の破綻懸念先＝金融再生法の危険債権

現状では事業を継続しているが、赤字決算などにより実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど、今後、経営破綻に陥る可能性が認められる債務者に対する債権です。

### ◎ 自己査定の要管理先＞金融再生法の要管理債権

#### ■自己査定の要管理先

債務者の経営再建または支援を図ることを目的に債務者に有利となる取り決め(約定条件の変更等)を行った貸出金や3か月以上延滞している貸出金のある債務者です。

#### ■金融再生法の要管理債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的に債務者に有利となる取り決め(約定条件の変更等)を行った貸出金や3か月以上延滞している貸出金です。

自己査定における債務者区分は「債務者単位」、金融再生法に基づく開示債権額は「債権単位」です。例えば、一人の債務者に2件の貸出金があり、うち1件の貸出金が3か月以上延滞している場合、自己査定では2件の貸出金合計額が要管理先に区分されるのに対し、金融再生法では要管理債権と正常債権(要管理債権以外の貸出金)にそれぞれ区分されます。

### ◎ 自己査定：その他要注意先(要管理債権のない要注意先)

貸出条件に問題のある債務者、貸出金等が3か月未満延滞している債務者、財務内容に問題のある債務者などです。